

物件番号 2 用

入 札 書

入札書提出用封筒（見本）

入 札 参 加 申 込 書

普通財産譲与（譲渡）申請書

土地売買契約書（見本）

(※本入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、提出してください。)

物件番号(2)

入 札 書

令和 年 月 日

朝日町長 笹原 靖直 あて

住 所

氏 名

印

下記のとおり入札いたします。

記

所 在 地	地 積	金 額
朝日町桜町字大新田 1 0 8 7 番 1	1 9 0 . 1 8 m ²	円

上記の金額にて、上記の町有地を買い受けます。

- (注) ・売買契約及び登記は、入札書に記載された名義で行います。
・入札者が2名以上の場合は、入札書に連名で記載してください。
・入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、提出してください。
・入札書提出用封筒の表には、入札物件番号、開札日、入札者の住所氏名を明記してください。(封筒の大きさは、長型3号以下としてください。)

入札書提出用封筒（見本）

物件番号	2
開札日	令和八年一〇月二八日
入札者住所	朝日町〇〇〇〇番地
入札者氏名	〇〇〇〇

入札書在中

- ・ 封筒の大きさは、長型3号（120×235mm）以下としてください。
- ・ 入札書は、入札書提出用封筒に封入の上、厳封し、貼合せ箇所封印して提出してください。
- ・ 入札書提出用封筒の表には、入札書在中と明示し、入札物件番号、開札日、入札者の住所氏名を明記してください。

入札参加申込書

受付番号	* —
------	--------

令和 年 月 日

朝日町長 笹原 靖直 あて

令和 年度 公募入札による町有地の売払い（期間入札）に参加したいので、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住 所	〒 —		
ふりがな 氏 名	印	電話番号	
生年月日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女

2 申込み物件

物件番号	所在地（地番）	面積（㎡）
2	朝日町桜町字大新田 1 0 8 7 番 1	1 9 0 . 1 8

※ 入札に立会いされる方は、申込みの受付時に交付した本書の写しを必ず持参してください。

注 1 添付書類として、この入札参加申込書に記載した申込者の住民票（法人については商業法人登記簿謄本）及び納税証明書（市町村民税・固定資産税。在住する市町村発行のもの。）及び入札保証金の納付を証する書面が必要となります。

2 ※印の受付番号欄は記入しないでください。

3 申込受付期間 令和 8 年 9 月 1 0 日（木）から 1 0 月 2 7 日（火）まで

4 開札の日時及び場所

（1）日 時 令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）午前 1 1 時

（2）場 所 朝日町役場 2 階 第 6 会議室



土 地 売 買 契 約 書

売主（朝日町）を甲、買主（ ）を乙とし、甲乙間において、次の条項により土地
売買契約を締結する。

（売買物件）

第 1 条 売買物件は、次のとおり。

土 地 の 所 在	地 目	公簿面積（㎡）
朝日町桜町字大新田 1 0 8 7 番 1	宅地	1 9 0 . 1 8

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、この契約と同時に契約保証金として金〇，〇〇〇，〇〇〇円を甲に納付しな
ければならない。なお、契約保証金には入札保証金を充当する。

2 甲は、乙が第 4 条に定める売買代金を支払ったときに、第 1 項に規定する契約保証金を
売買代金に充当するものとする。

（売買代金の支払）

第 4 条 乙は、第 2 条に定める売買代金から前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金額を、
甲の発行する納入通知書により、指定された日までに支払わなければならない。

（土地の引渡し）

第 5 条 甲は、乙が前条の規定により、売買代金を完納した日をもって売買物件を引き渡す
ものとする。

2 乙は、前項の規定により売買物件の引渡しを受けたときは、甲に当該 物件の引受書を
提出するものとする。

（所有権の移転及び登記）

第 6 条 甲は、前条の規定により売買物件を引渡ししたときに、所有権を乙に移転するもの
とし、甲は、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。

2 乙は、前項の登記に必要な書類を甲に提出するものとする。

（用途指定等）

第 7 条 乙は、売買物件の用途を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3
年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員が
その活動のために利用する等公序良俗に反する用に供する建物敷地、及び風俗営業等の規制
及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風
俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業務の用（以下
「禁止用途」という。）に供してはならない。

（実地調査等）

第 8 条 甲は、第 6 条に定める用途指定等の状況を確認するため、随時に実地調査を行うこ
とができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避してはならない。

（危険負担等）

第 9 条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しまでの間において、甲の責めに帰す
ることのできない理由により売買物件が滅失し、又は損傷したときは、甲に対して売買代金の
減免を請求することができないものとする。

2 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足その他隠れた瑕疵を発見しても売買代金の
減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をする ことはできないものとする。

（契約の解除）

第 1 0 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することが
できる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (4) 乙が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - (5) 乙が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直截的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (6) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 乙が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
 - (8) 乙が、当該物件を第6条に定める禁止用途に供し、または正当な理由なく第7条第1項に定める実地調査を拒み、妨げ又は忌避するとき。
- 2 乙は、甲に対して、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その補償を請求することができない。
- (損害賠償)
- 第11条 乙は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために生じた損害は、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- (契約の費用)
- 第12条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、乙の負担とする。
- (疑義の決定)
- 第13条 この契約について疑義のある事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県下新川郡朝日町道下1133番地
 朝日町長 笹 原 靖 直

乙